

くすりのレデイ木太店 (No.1206)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 28 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 4 年 11 月 14 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
くすりのレデイ木太店
高松市木太町 5034 番 2 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・周辺道路及び工事中の安全確保
(中央小学校、木太中学校の通学路のため、特に登下校の時間帯の安全確保が必要である。)
 - ・閉店後の防犯対策 (防犯灯、チェーンによる侵入防止対策、防犯カメラ等の配慮)
(閉店後、夜間のたまり場になった場合、周辺に悪影響をもたらすため。)
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 5 年 3 月 28 日から令和 5 年 4 月 28 日まで